

事務局保存用

平成29年度

# 喬木村議会の審議の手引き



長野県下伊那郡喬木村議会

※傍聴が終わりましたら受付へお返し下さい。

# 目 次

|                   |    |      |
|-------------------|----|------|
| 1. 喬木村議会議員        | 2  |      |
| 2. 議場レイアウト        | 3  |      |
| 3. 議案審査から議決まで     | 4  | ～ 6  |
| 4. 議会運営の概要と流れ（日程） | 7  | ～ 12 |
| 5. 請願・陳情について      | 13 |      |
| 6. 議会運営の構成と担当部署   | 14 |      |
| 7. 一般質問を傍聴される皆様へ  | 15 |      |
| 8. 議会用語の説明        | 16 | ～ 24 |

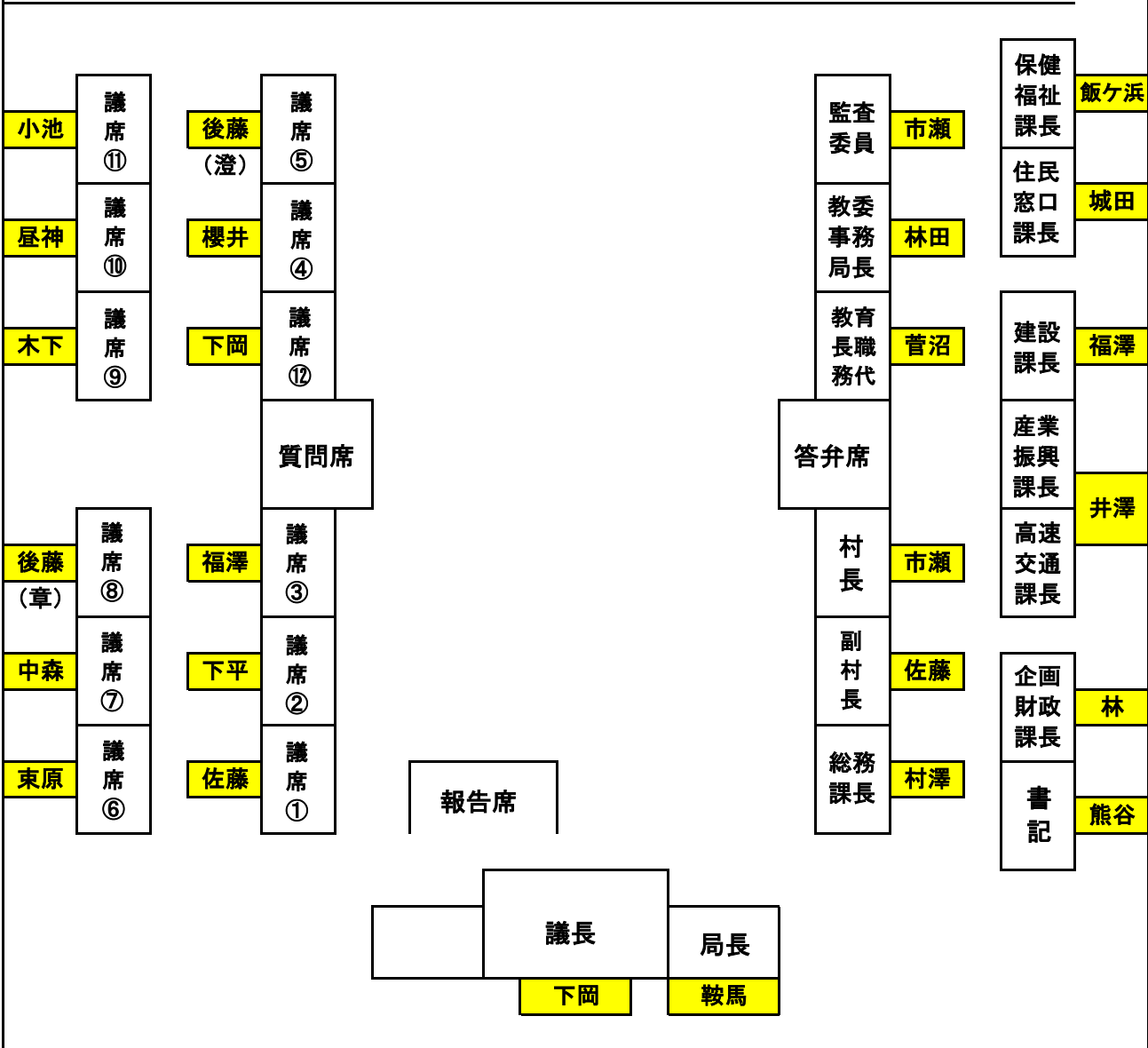
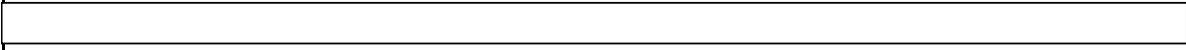
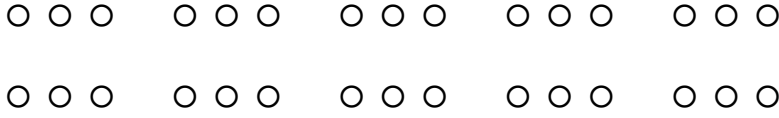
# 喬木村議会議員

平成29年6月25日現在

| 顔写真   | 議席No. | 氏名                      | 出身地区     | 顔写真  | 議席No. | 氏名                        | 出身地区     |
|---|-------|-------------------------|----------|--|-------|---------------------------|----------|
|    | 12    | 下岡 幸文<br>議長             | 阿島南      |    | 10    | 昼神 二三男<br>監査委員            | 阿島北      |
|    | 11    | 小池 豊<br>副議長             | 富田       |    | 1     | 佐藤 文彦<br>予算決算<br>常任副委員長   | 阿島南      |
|   | 8     | 後藤 章人<br>議会運営委員長        | 阿島町      |   | 3     | 福澤 眞理子<br>社会文教<br>常任委員    | 富田       |
|  | 2     | 下平 貢<br>総務産業建設<br>常任委員長 | 小川<br>両平 |  | 4     | 櫻井 登<br>社会文教<br>常任委員      | 伊久間      |
|  | 7     | 中森 高茂<br>社会文教<br>常任委員長  | 阿島北      |  | 5     | 後藤 澄壽<br>総務産業建設<br>常任委員   | 小川<br>上平 |
|  | 9     | 木下 温司<br>予算決算<br>常任委員長  | 富田       |  | 6     | 束原 靖雄<br>総務産業建設<br>常任副委員長 | 氏乗       |

議 場

傍聴席(一般 定員27名)



# 議会：議案審査から議決まで

## 開 会

本会議(初日)に議長が会議成立宣言します。本会議を開くには議員定数の半数以上の出席が必要です。

議会が招集されると、初日に議長が開会を宣言して議会が始まります。まず、会期や日程などを決めた後、議会に提出されている議案等が報告されます。

## 議題の宣言

議案を審議する旨、議長が宣告します。

まず初めに、議長が議題を宣告し、その議案の審議が始まります。関連する議案がある場合などにおいては、複数の議案を同時に議題とし、併行して審議されることもあります。予め提出された請願・陳情については、最後に審議議題としてあげられます

## 議案の説明

提案者が、提出した議案の説明を行います。

審議の初めに、議案を提出した者(村長や議員)から、提出した議案の趣旨や内容について説明が行われます。住民代表から提出された請願・陳情については、委員会付託されるために説明は簡略化されます。

## 質 疑

議案の内容について、提案者に質問します。

議題とされている議案について疑問があれば、議員が提案者に質問をします。ここでは、疑問点を質すことが目的ですので、この時点で議員は議案への賛成や反対などの自分の意見を述べる事ができないこととなっています。

## 委員会付託

議案を詳しく調べるため、担当する委員会に審査を付託します。

質疑が終った議案の中で委員会審議が不要な議案は、会議に諮り、本会議において即決することもあります。より詳しく審査するため、本会議とは別の日を設け、最も関連のある常任委員会(総務産業建設・社会文教・予算決算)のいずれかの常任委員会で審査します。

議案の内容が複数の常任委員会の分担にまたがるような議案については、2つの委員会と一緒に審査する連合審査会が開催され審査されることもあります。また、住民代表から提出された請願・陳情の案件についても委員会付託され、採択するか否か審査されます。

## 委員会審査

本会議（開会日）で付託された議案を委員会において、詳しく審議し、委員会として賛成すべきかどうか決定します。

議案を付託された常任委員会（総務産業建設常任委員会・社会文教常任委員会・予算決算常任委員会）の委員は、提案された議案の内容を調査研究したうえで、事務を担当する関連部局の職員等の出席を求め、詳しい説明を聞きます。その後、対話形式で疑問点の質疑が行われた後、合議制に基づき委員相互で議案を可決すべきか否決すべきかの話し合い（討論）が行われます。最後に、委員会としての議案の可否が採決され、委員会としての意思が決定します。

## 一般質問

本会議（一般質問）において議員が村政一般に関する事項を村長等に質問します。

一般質問は村長等（執行機関）に対して一般事務を含めた行政運営の現状の問題点、将来の見込みや方針、考え方などを確認し、またこれらに対する疑義を本会議においてただす発言を言います。

まず議員は「通告制」という方法で事前に質問内容を期日までに通告します。質問内容を事前に通告することで、正確な数字や根拠を上げて政策論議することで課題解決方法や政策方針を引き出すことができます。

「1議員につき質問と答弁併せて最大40分」「一問一答による」という申し合わせにより質疑が行われています。また、議会は議会基本条例において村長等に「反問権」という反対質問することを認めていますので、活発な政策論議が行われることが期待されています。

## 委員長報告

委員会での審査の結果を本会議（閉会日）に報告します。

委員会での審査結果は、議長に報告書が提出されるほか、本会議で委員長が審議経過及び審議の結果を報告します。委員会での審査に疑問点がある議員は、委員長に対し、質疑をすることができます。

## 修正案の説明

委員会や議員で議案を修正する場合には、修正案が提出されます。

議案を審査した委員会から修正案が出されたとき、委員以外の議員から修正案が提出されたときには、本会議（最終日）において、修正案の説明が行われます。また、この説明が終わった後、議員は修正案を提出した人に質疑を行うことができます。

## 討 論

議案について、議員が賛成・反対の意見発表をします。

本会議(閉会日)において議案の内容の審査が終わり、疑問点がなくなった段階で、議員が議案に対する意見発表(討論)を行います。

討論は、公平を期するため、議案に反対の議員から行い、次に賛成の議員と交互に行うことになっています。

## 表 決

多数決で、議案の可否を決めます。

最後に議案に対する可否を決定するため、表決(採決)が行われます。普通の議案は出席議員の過半数で決めますが、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とするもの(特別多数議決)もあります。一般の多数決議案で可否同数の場合は議長が可否を決定します。修正案が提出されている場合には、修正案から先に採決されることになっています。

## 請願・陳情

本会議(閉会日)において審査し、可否を決めます。

委員会付託された請願・陳情については、請願を受理した議員、陳情者から趣旨説明を受け、採択するか否かを決定します。趣旨に賛同する議員の連名により「議員発議」として本会議(最終日)に議案が提出され、最終的な審議を行い、表決されます。結果により関係機関への意見書の提出、提言を行います。

## 閉 会

本会議(最終日)に議事日程が終了することを宣言します。

議長は、予め決定された会期の期間中に議事日程が終了された場合は、閉会を宣言します。本会議は午前9時から午後5時までと定めていることから、その日の本会議で終了できないときは、議題を残してその日の会議を終了する「延会」の手続きをします。

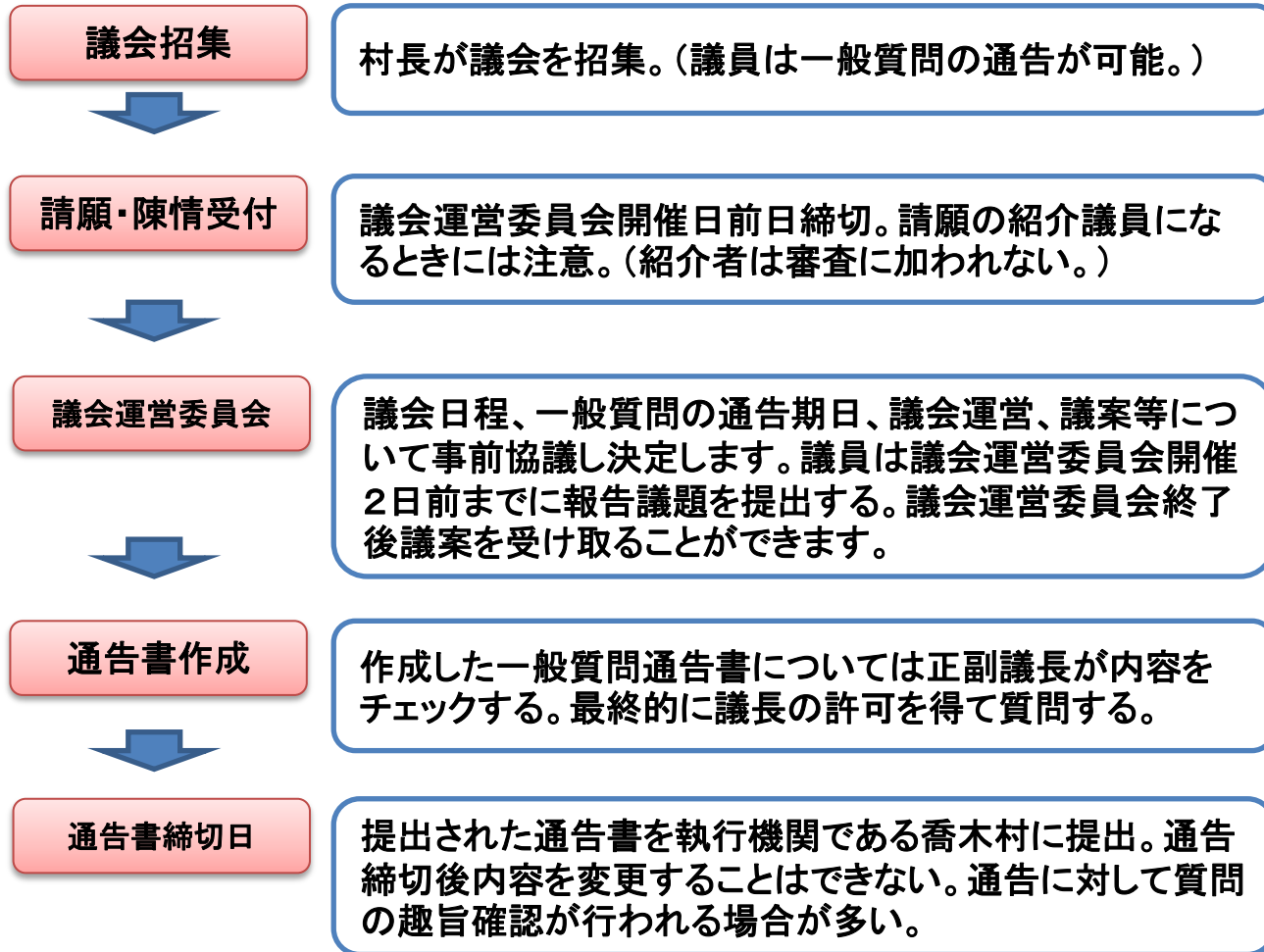
喬木村議会では、住民が気軽に傍聴できる機会づくり、またお勤めの方でも議員の職務ができる環境づくりを目指して夜間・休日議会に取り組みます。

# 議会運営の概要と流れ

- 喬木村議会定例会は3月、6月、9月、12月の年4回と条例で定められています。
- 開会から閉会までの会期(期間)は概ね20日前後です。
- 議会は通常村長が招集し、日程会期等は議会運営委員会で協議し、本会議に諮って決定致します。
- 議場で行う本会議は、開会(初日)、一般質問、閉会(最終日)の3日間です。
- 本会議初日に上程された議案のうち即決議案を除いて各常任委員会へ付託し、慎重審議をして委員会としての意思を決定します。
- 議案を手にしてから調査研究を行い、限られた期間で住民代表として意思決定しなければなりません。
- 議会運営は秩序を大切にします。質疑・発言・一般質問等全て議長の許可なく行うことができません。



# 喬木村議会開会前の流れについて



# 喬木村議会の流れについて(本会議1日目)

## 本会議(開会日)

開 会

議長の開会宣言、議事日程の決定等。

提出議案説明

村長挨拶の後、村長、課長等が提出議案の説明を行います。

常任委員会へ付託

質疑の後、各常任委員会で集中的に審査するために付託します。自分が所属する常任委員会に付託される議案については、質疑しません。委員会で質疑します。

## 全員協議会(初日)

全員協議会

議長主宰で村長・議会の協議報告、意見調整等行います。議員の活動報告、広域連合会議等の報告など連絡調整が図られます。

議員全員協議会

喬木村では議員のみで行う協議・報告、勉強会等様々な形で行っています。

# 喬木村議会の流れについて(委員会1日～3日間)

## 常任委員会

付託議案審査



総務産業建設常任委員会、社会文教常任委員会、予算決算常任委員会があります。本会議で付託された議案、請願等を審査します。必要に応じて勉強会、研修会、現地調査を行うことができます。(事前に手続きが必要)

議案等審査



議案の詳細説明を受け、質疑・討論(賛成・反対)します。

採 決

合議を尽くし、最終的に委員会としての意思を決定します。

# 喬木村議会の流れについて(本会議2日目)

## 本会議(一般質問)

質 問



議会と言う質問は一般質問のこと。村政に関する方針等、課題解決に向けた議員提案等が望ましい。単なる質問や国の政策であっても、自治体の政策、戦略と関係ない質問は残念な質問。質問と答弁あわせて40分を超えて質問することはできません。

答 弁

村長等執行機関の長・課長・局長が答弁します。答弁者には議会基本条例で反問権が認められています。



## 予算決算委員会

議案等審査

最初の常任委員会後、再度の質疑・討論します。



採 決

最終的に委員会としての意思を決定します。

# 喬木村議会の流れについて(本会議3日目)

## 本会議(閉会日)

委員会報告

委員会の審査結果を委員長が議員に報告します



質疑・討論

委員会報告に対する質疑後、討論(賛成反対)します。



採 決

議会として最終的な意思決定をします。



閉 会

可決されたことで村長は事業執行が可能となります。



## 全員協議会(最終日)

全員協議会

議長主宰で村長・議会の協議・報告、意見調整等行います。



議員全員協議会

喬木村では議員のみで行う協議・報告、勉強会等様々な形で行っています。

# 請願・陳情制度について

## ① 請願とは？

- 紹介議員が必要です。
- 日本国憲法第16条で国民の権利として保障されています。
- 国内在住の外国人及び未成年者でも請願可能です。
- 提出先：喬木村議会事務局まで文書を持参提出下さい。
- 提出時期：議会運営委員会開会前まで（議員又は事務局へお問合わせ下さい。）

## ② 陳情とは？

- 紹介議員が必要ない請願と考えてください。
- 請願同様に個人でも、PTAでも提出できます。
- 提出先：喬木村議会事務局まで文書を持参提出下さい。
- 提出時期：議会運営委員会開会前まで（議員又は事務局へお問合わせ下さい。）

提出された請願・陳情はまず議会運営委員会で審議されます。常任委員会で直接訴え、趣旨を説明することも可能です。最終的には議員全員による本会議に於いて採択・不採択を決定し、併せて国・県等関係機関へ皆様の意見を届けます。

議会委員会構成と担当部署

喬木村議会  
定数:12名  
議長 下岡 幸文  
副議長 小池 豊  
議長と副議長は議員の中から選挙で選ばれます。  
定例会:年4回(3・6・9・12月)  
一般の議員は、年間約100日、500時間に相当する活動を行っています。

|         |      |       |
|---------|------|-------|
| 議会運営委員会 | 議員構成 |       |
|         | 委員長  | 後藤 章人 |
|         | 副委員長 | 中森 高茂 |
|         | 委員   | 下平 貢  |
|         | 委員   | 木下 温司 |

議会日程の決定、議事・請願などの取扱など議会の運営が円滑に行われるよう協議します。

|             |      |       |
|-------------|------|-------|
| 総務産業建設常任委員会 | 議員構成 |       |
|             | 委員長  | 下平 貢  |
|             | 副委員長 | 東原 靖雄 |
|             | 委員   | 後藤 澄壽 |
|             | 委員   | 後藤 章人 |
|             | 委員   | 屋神二三男 |

総務課、企画財政課、高速交通対策課、住民窓口課、建設課、産業振興課を担当し、委員会として採択するか否かの決定がされます。

|           |      |       |
|-----------|------|-------|
| 予算決算常任委員会 | 議員構成 |       |
|           | 委員長  | 木下 温司 |
|           | 副委員長 | 佐藤 文彦 |
|           | 委員   | 下平 貢  |
|           | 委員   | 福澤眞理子 |
|           | 委員   | 櫻井 登  |
|           | 委員   | 後藤 澄壽 |
|           | 委員   | 東原 靖雄 |
|           | 委員   | 中森 高茂 |
|           | 委員   | 後藤 章人 |

一般会計の他5つの特別会計の予算・決算に関する事項を担当し、委員会として採決するか否かの決定がされます。

|           |      |       |
|-----------|------|-------|
| 社会文教常任委員会 | 議員構成 |       |
|           | 委員長  | 中森 高茂 |
|           | 副委員長 | 木下 温司 |
|           | 委員   | 佐藤 文彦 |
|           | 委員   | 福澤眞理子 |
|           | 委員   | 櫻井 登  |

保健福祉課、教育委員会に関する事項を担当し、委員会として採択するか否かの決定がされます。

| 担当課等    | 担当      | 主要業務   |
|---------|---------|--|
| 議会事務局   | 議会      | 議会、選挙、監査に関すること   |
| 総務課     | 庶務係     | 庁舎、職員管理、消防団、交通安全、防犯、防災に関すること   |
|         | 情報統計係   | 広報、情報通信、くりんネット、統計に関すること  |
| 企画財政課   | 企画財政係   | 政策企画、地域支援、村民バス、男女共同参画、財政、入札、ふるさと寄附金、総合計画、地方創生に関すること                                |
| 高速交通対策課 | 高速交通対策係 | リニア、三遠南信、住宅宅地、工場誘致に関すること   |
| 住民窓口課   | 住民係     | 転入転出、住民票、戸籍、年金、国保資格得喪に関すること  |
|         | 税務係     | 村税の賦課徴収に関すること  |
|         | 会計係     | 出納に関すること   |
| 建設課     | 建設係     | 道路、河川、橋梁、災害復旧に関すること  |
|         | 上下水道係   | 簡易水道、下水道に関すること   |
|         | 住宅林務環境係 | 林務、村営住宅、環境、廃棄物、犬猫に関すること  |
|         | 管理係     | クラインガルテン、公園・道路下線維持に関すること   |
| 産業振興課   | 農政係     | 農政に関する事項、農業委員会に関する事項<br>農業振興に関する事項、農作物災害に関する事項<br>その他農業振興に関する事項                    |
|         | 商工観光係   | 商工振興に関する事項、労政に関する事項、産業振興<br>観光・イベントに関する事項、ふるさと会に関する事項<br>IターンUターン・定住促進、地域活性化に関する事項 |

| 担当課等    | 担当         | 主要業務                                    |
|---------|------------|---|
| 保健福祉課   | 福祉係        | 福祉全般、障害者、児童手当に関すること                     |
|         | 包括支援係      | 介護保険、介護認定、介護予防、包括支援センターに関すること           |
|         | 健康推進係      | 健康相談、健診、母子保健、健康づくり、福祉医療、予防接種、栄養指導に関すること |
|         | 保険係        | 国民健康保険、後期高齢者医療に関すること                    |
| 教育委員会   | 総務係        | 教育委員会事務局、総合教育会議、調査統計、広報に関すること           |
|         | 子ども教育係     | 学校教育、保育園、子育てに関すること                      |
|         | 北保育園       | 北保育園の運営に関すること                           |
|         | 中央保育園      | 中央保育園の運営に関すること                          |
|         | 南保育園       | 南保育園の運営に関すること                           |
|         | 社会教育係      | 社会教育、社会体育、施設管理、総合型スポーツクラブに関すること         |
|         | 公民館        | 公民館に関すること                               |
|         | 棕記念館・図書館   | 棕鳩十記念図書館の運営、棕文学の継承に関すること                |
|         | 歴史民俗資料館    | 歴史民族資料館の運営に関すること                        |
|         | こども学遊館     | 子育てひろば、児童クラブ、放課後子ども教室に関すること             |
| 小中学校    | 学校との連携等    |   |
| 学校共同調理場 | 学校給食の料理・配送 |   |

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 議会事務局 | 事務局長 | 鞍馬 淳  |
|       | 書記   | 熊谷 洋子 |

議会全員協議会  
議長が招集し議員全員で協議・調整を行うための場として様々な課題を協議する。また、広域連合や北部総合事務組合等の報告や、議案の審査や議会運営に関し理事者や課長全員で調整する会議も実施。月1回を基本に開催されます。

|             |       |
|-------------|-------|
| 議会基本条例検証委員会 |       |
| 委員長         | 小池 豊  |
| 副委員長        | 東原 靖雄 |
| 委員          | 佐藤 文彦 |
| 委員          | 後藤 澄壽 |
| 委員          | 木下 温司 |

毎年度「喬木村議会基本条例」に基づいた議会運営・議会活動が実現できているかを検証し、改善案を議会運営委員会へ答申します。

|            |        |
|------------|--------|
| 議会だより編集委員会 |        |
| 委員長        | 小池 豊   |
| 副委員長       | 後藤 章人  |
| 委員         | 福澤 眞理子 |
| 委員         | 櫻井 登   |
| 委員         | 後藤 澄壽  |

定例会後年4回議会だよりを発行。議会モニターからの意見も活かしています。

|                |             |
|----------------|-------------|
| リニア三遠南信対策特別委員会 |             |
| 委員長            | 必要に応じて開催します |
| 副委員長           |             |
| 委員             | その他議員10名    |

リニア中央新幹線整備事業及び三遠南信自動車道整備事業について対策を協議します。

# 一般質問を傍聴される皆様へ（お願い）

傍聴に喬木村議会傍聴規則より抜粋した以下の事項をご一読いただき、ルールを守って傍聴して下さい。

1. 傍聴席では静粛を旨とし、議場の秩序を乱したり、他人に迷惑をかけたり、議事の妨害となるような行為はしないで下さい
2. 傍聴席では携帯電話を使用することはできません（電源を切るかマナーモードに切り替えて入場下さい。）
3. 傍聴席での発言、拍手、談笑、高笑い、飲食、喫煙は禁止されています。
4. 傍聴席にプラカード、カメラ、ラジオ、写真機、録音機等を持ち込むことはできません。
5. 傍聴人が喬木村傍聴規則に従わない場合は退席いただく事もあります。

## 一般質問の通告制・時間について

一般質問は行政全般にわたる議員主導による政策論議の場です。質問する議員も、答弁する行政もともに十分な準備をして政策論議できるように前もって質問要旨を知らせる「通告制」がとられています。議員は議長に質問要旨を通告し、許可を受け、議長は通告された質問要旨を喬木村に通知し質問と答弁がかみ合う様にとられている制度です。事前通告のない質問は原則認められません。

また、喬木村議会一般質問は、申し合わせ事項により「質問と答弁合わせた持ち時間は議員1人40分」と予め議会と行政が申し合わせにより決まっていますので時間を超えて質問することはできません。

**【議員より提出された別添の通告書をご覧ください】**



# 議会 用語の説明

## あ行

### 委員会（いいんかい）

議会の内部組織として、条例に基づいて常任委員会・議会運営委員会・特別委員会を置くことができます。各委員会は委員長・副委員長・委員で構成され、本会議における審議の予備的審査や調査・研究を行います。

### 委員会付託（いいんかいふたく）

本会議に提出された議案などについて、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会に詳しい審査や調査を委ねることです。

### 委員会報告（いいんかいほうこく）

委員会に付託された議案などの審査や調査が終わったときは、報告書を作り委員長から議長に提出します。議長はこれを本会議で議題とし、議会としての意思を決定します。

### 委員長報告（いいんちょうほうこく）

委員長が委員会の審査・調査結果を本会議で報告することです。

### 意見書（いけんしょ）

住民のみなさんの生活に直接関わることで、国や県が担う事業の場合は、村だけでは解決できません。そのようなことに関して、議会の意思を意見としてまとめたものをいいます。意見書は地方自治法に基づき、国や県など関係機関に提出します。

### 一事不再議の原則（いちじふさいぎのげんそく）

一度議会で議決した議案等については、同じ趣旨のものは同一会期中に議題として取り上げないことをいいます。議会の審議能率を高めるために取り入れています。

### 一般質問（いっばんしつもん）

議員が本会議で、議長の許可を得て村の一般事務や、事務の執行状況・将来に対する方針などについて質問することです。

## 一括議題（いっかつぎだい）

関連のあるものや簡素な事項などの議案の場合、議長が一括して議題として審議する方法のことをいいます。

## 一問一答方式（いちもんいっとうほうしき）

質問し、これに答弁し、次いで質問、答弁という形式で同一質問者と答弁者の間で問答を続けることをいいます。喬木村議会では、一問一答方式により行っております。

## 延会（えんかい）

議事日程に記載された議題の審議が、その日の本会議で終了できないとき、議題を残してその日の会議を終了することをいいます。

## か行

### 開会（かいかい）

議会を法的に活動できる状態にすることです。

### 会期（かいき）

議会が法的に活動できる期間のことです。

### 会期不継続の原則（かいきふけいそくのげんそく）

会期中に議決されなかった議案などについては、会期が終わればすべて消滅し、次の会期には継続されない原則のことをいいます。ただし、例外として、「継続審査」または「継続調査」があります。

### 開議（かいぎ）

その日の会議（本会議）を開くことです。開議は議長が宣告します。

### 会議録（かいぎろく）

会議が開かれた日時や出席者、議題、発言など会議の内容をすべて記録した公文書のことをいいます。会議録には、真正（しんせい）を確保するため、議長と議会で定めた 2 人以上の議員が署名しなければなりません。（地方自治法第 123 条）なお、会議録は議会事務局で閲覧できます。

### 可決（かけつ）

議決結果のひとつで、その議案に対して議会が「可」として意思決定をすることです。（⇔否決）

## 議案（ぎあん）

議会の議決を要する案件のことです。議案は村長が提出するもの、議員が提出するもの、および委員会が提出するものがあります。条例を設けまたは改正・廃止すること、予算を定めること、決算を認定することのほかに意見書・決議などがあります。

## 議員定数（ぎいんていすう）

議会を構成する議員の人数をいいます。地方自治法第91条では、条例で定めることとしており、喬木村議会の定数は12人となっています。

## 議員派遣（ぎいんはけん）

地方自治法第100条第12項に基づき議案の審査などで実地の調査が必要となる場合、議会として議員を派遣することをいい、緊急の場合を除き議決を必要とします。なお、委員会として委員である議員を派遣する場合は、委員派遣といい、議決は必要ありませんが、議長の承認が必要となります。

## 議会運営委員会（ぎかいうんえいいいんかい）

円滑な議会の運営を期すため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整を図る場として設置される委員会のことです。

## 議会事務局（ぎかいじむきょく）

議会の事務を処理するための組織です。喬木村議会には事務局長の他1名の嘱託職員がいます。

## 議決権（ぎけつけん）

議会の最も基本的・中心的な権限で、議会の意思を決定する権限のことです。

## 議事日程（ぎじにってい）

その日の会議（本会議）の日時・件名・順序等を記載したものです。

## 議席（ぎせき）

本会議場の各議員が座る席のことをいいます。この議員席は指定されています。

## 議題（ぎだい）

会議の対象となる案件のことで、議案、請願・陳情などがあります。

## 議長・副議長（ぎちょう・ふくぎちょう）

議員の中から各 1 人、議員による選挙によって選任されます。議長は、議会を代表し、議事の整理や議場の秩序を保つほか、議会の事務を処理するなどの権限があります。副議長は議長が病気や出張などで不在のとき、議長の職務を代りに行います。

## 休会（きゅうかい）

会期中に、一定期間会議（本会議）が開かれずに休止していることをいいます。

## 緊急質問（きんきゅうしつもん）

議員が本会議場で発言するときは、あらかじめ議長に申出ることになっていますが、災害や突発的な出来事などで、緊急に質問する必要がある場合に、議会の同意を得て行う質問のことをいいます。

## 継続審査（けいぞくしんさ）

会期中に議案などを調査・研究し審議した結果、引き続き審査が必要となった場合に、議会の議決によって、会期が終了した閉会後も引き続いて委員会で審査・調査を行うことです。

## 決議（けつぎ）

意見書と同様に議会の意思を表明することをいいますが、決議は法的な根拠に基づくものではありません。例えば感謝・祝賀・表彰に関する決議のほかに、要望・勧告・注意・要求に関する決議などがあります。

## 決算の認定（けっさんのにんてい）

住民福祉の向上のためにどのように施策が展開され、予算執行が適切かつ効率的であったかについて、議会が村の決算を審査し、認定することをいいます。

喬木村議会では、次年度の予算編成に決算の審査内容を反映させるため 9 月定例会で行っています。

## 公聴会（こうちょうかい）

重要な議案や請願、陳情等について審査を行う委員会が、村民などから直接意見を聴き、審査の参考にするために開催する会議のことをいいます。

## 公述人（こうじゅつにん）

公聴会において意見を述べる者（村民や学識経験者など）のことをいいます。

## 互選（ごせん）

互いの中から、役職者などを選ぶことをいいます。議長や副議長、委員長、副委員長は、議員間の互選によって選ばれます。

## さ行

### 採決（さいけつ）

議長が議案などについて、出席議員に賛成・反対の意思表示を求め、それを集計することです。起立による採決や、投票による採決、異議がないかを諮る簡易採決などがあります。

### 採択（さいたく）

請願・陳情の内容について、議会として賛同することです。（対：不採択）

### 散会（さんかい）

議事日程に掲載されたことがすべて終了し、その日の会議（本会議）を閉じることです。

### 参考人（さんこうにん）

委員会が議案や請願、陳情の審査、調査のために必要があると認めるときに、意見を聴くために出席を求める利害関係者や学識経験者などをいいます。

### 質疑（しつぎ）

議題となっている議案などについて、疑義をただすための発言のことで、自己の意見を述べることはできません。

### 質問（しつもん）

議員が、村長をはじめとした執行機関に対し、いま議題になっている議案とは関係なく行政全般について、現在の状況やこれからの考えについて聴くことをいいます。喬木村議会では、定例会（2日目の本会議）に一般質問を行っています。

### 執行機関（しっこうきかん）

村の意思を自ら決定し、執行権限を持つ機関のことで、喬木村には村長のほかに教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会が置かれています。これに対して議会は議決機関といわれています。

## 自由討議（じゆうとうぎ）

議案審議の結論を出すにあたって、質疑終結後、動議または議長が必要あると認めたときに、議員相互の自由討議によって多様な意見を出し合った上で合意形成に努めるために行うものです。

## 招集（しょうしゅう）

議会を開くために、議員に一定の日時・一定の場所への集合を要求することをいいます。議会は村長が招集します。

## 上程（じょうてい）

議案などを議事日程に組み入れて議題とし、審議の対象とすることです。進行中の会議（本会議）の途中で急きょ追加される場合もあります。

## 常任委員会（じょうにんいんかい）

議会が村の事務に関する調査や、議案などの審査を行うため常に設置されている委員会のことをいい、条例に基づいて置くことができます。現在、総務産業建設常任委員会、社会文教常任委員会、予算決算常任委員会があります。

## 条例（じょうれい）

村の法律ともいえる自主法のことです。地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいてその事務に関する条例を制定することができます。制定、改正・廃止は議会の議決が必要です。

## 審議（しんぎ）

本会議において、議案などの案件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決するという一連の過程のことをいいます。

## 審査（しんさ）

委員会において、論議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。

## 除斥（じょせき）

議会における審議の公正を期するため、議題になった案件と一定の利害関係にある議員を、その審議に参加できないようにすることです。その審議が終了すれば再度入場できます。

## 請願（せいがん）

村の事務に関する事項などについての意見や要望を、議会に対して提出することです。請願は議員の紹介が必要です。

## 政務活動費（せいむかつどうひ）

議員の政務に関する調査に必要とする経費を議員個人に交付する費用のことをいいます。喬木村では支出されておられません。

## 専決処分（せんけつしょぶん）

議会の議決または決定すべきことについて、村長が議会に代わって処分することです。議会を招集するいとまがないときに行うものと、議会の議決によりあらかじめ指定したものがあります。前者は次の会議（本会議）に報告し、承認を求める必要があります。

## 全員協議会（ぜんいんきょうぎかい）

通常の会議とは異なり、議長の判断で問題になっている事項などについて共通理解を深めたり、意見の調整を行なうために執行機関の長等の出席を求めて議員全員で協議します。

## た行

## 陳情（ちんじょう）

請願と同様に村の事務に関する事項などについての意見や要望を、議会に対して提出することです。請願と違い紹介議員は必要ありません。

## 通告書（つうこくしょ）

議員が議会の会議で発言したいときに、予め議長に発言の主旨などを告知らせ許可を得ます。その様式を通告書といい、喬木村議会では、定例会の一般質問の通告書を傍聴される方に資料としてお配りしています。

## 定足数（ていそくすう）

会議を開くには、一定数以上の議員が出席しなければなりません。この最小限必要な出席議員の数をいいます。定足数は特別な場合を除き、議員定数の半数以上となっています。なお、定足数に達していない場合は、会議を開くことができません。

## 定例会（ていれいかい）

定例的に招集される議会のことです。地方自治法で年4回以内と定められ、喬木村では、3月、6月、9月、12月に定例会を開きます。

## 討論（とうろん）

議題となっている案件について、採決の前に賛成か反対かの自己の意見を表明することです。

## 特別委員会（とくべついいんかい）

常に設置されている常任委員会に対し、必要がある場合や特定のことの審査のために設置される委員会のことをいいます。条例に基づいて置くことができます。

## 動議（どうぎ）

本会議や委員会などで会議の進行又は手続きに対し、議員から行われる提案で、議決を要するものです。

## な行

## 任期（にんき）

一般選挙によって選出された議員が、その地位を有する期間のことをいいます。都道府県・市町村議員の任期は4年です。

## は行

## 発議（はつぎ）

議員が議案を提出することをいいます。

## 表決（ひょうけつ）

議員が議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることです。議長が表決をとることを採決といい、採決は議長の側からみた表現です。

## 付議事件（ふぎじけん）

議案など議会で審議される事項のことをいいます。

## 不採択（ふさいたく）

請願・陳情の内容について、議会として賛同しないことです。（対：採択）



## 附帯決議（ふたいけつぎ）

議案を議決する際、付け加えられる議会の要望のことをいいます。法律的な効果はなく、政治的に尊重されるべきものとされています。

## 付託（ふたく）

議案や請願を審議する場合、さらにくわしく調査・検討するために、委員会へ審査を依頼することをいいます。

## 閉会（へいかい）

議会の活動能力を失わせることです。

## 報酬（ほうしゅう）

議会の議員や議長・委員長などの勤務の対価のことをいいます。議員報酬の額は条例で定められています。

## 傍聴（ぼうちょう）

定例会や委員会などの会議をその場で聞くことをいいます。喬木村議会では、本会議はもちろん、常任委員会など、どなたでも傍聴できます。

## 本会議（ほんかいぎ）

全議員で構成する会議のことで、議案などを審議し、議会の最終的な意思決定を行います。議員が一般質問をするのもこの会議です。

## ら行

## 臨時会（りんじかい）

定例会のほかに、臨時の必要がある場合や、特定のことに限って審議するために随時招集される会議のことです。

## 臨時議長（りんじぎちょう）

一般選挙後の最初の議会や議長及び副議長（仮議長）がともに欠けたときなど、議長の職務を行う者がいないときに、臨時に議長の役目を行う議長のことをいいます。臨時議長には議場に居る議員の最年長議員が充てられます。

